

◎岡山県規則第十号

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行細則（平成十年岡山県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項及び第十条第一項中「第五十二条第一項」の下に「（法第六十二条において準用する場合を含む。）」を加え、「及び法第六十二条において準用する場合」を削る。

第二十四条第四項を削り、同条第五項中「第三項又は」及び「それぞれ」を削り、同項を同条第四項とする。

第二十五条第一項中「様式第二十一号」を「様式第二十号」に改める。

第二十六条の見出し中「仮認定」を「特例認定」に改め、同条第一項中「様式第二十二号」を「様式第二十一号」に改める。

第二十七条第一項中「様式第二十三号」を「様式第二十二号」に改める。

第二十八条第三項中「第五項」を「第四項」に改める。

様式第三号及び様式第五号から様式第五号の三までの規定中「第52条第一項」の次に「（同法第62条において準用する場合を含む。）」を加え、「及び同法第62条において準用する場合」を削る。

様式第十三号（裏面）中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

様式第十四号中「仮認定」を「特例認定」に改める。

様式第十六号中「認定・仮認定特定非営利活動法人の定款変更認証に係る提出書」
を「認定・特例認定特定非営利活動法人の定款変更認証に係る提出書」に改める。

様式第十七号中「認定・仮認定特定非営利活動法人代表者変更届出書」を「認定・特例認定特定非営利活動法人代表者変更届出書」に改める。

「認定 の有効期間 仮認定 」	年	月	日から	年	月	日まで	を
「認定 の有効期間 」	年	月	日から	年	月	日まで	に改める

◎岡山県規則第十一号

岡山県建築基準法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県建築基準法施行細則等の一部を改正する規則

(岡山県建築基準法施行細則の一部改正)

第一条 岡山県建築基準法施行細則(昭和四十八年岡山県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「まで」の下に「(防火設備については、毎年四月一日から十二月三十一日まで)」を加える。

第十二条第一項中「第六十条の三第一項ただし書」を「第六十条の三第一項第三号若しくは第二項ただし書」に改める。

(岡山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 岡山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則(平成二十八年岡山県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 建築基準法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十八年国土交通省令第十号)

附則第二条第四項の規定により読み替えて適用する同令第一条の規定による改正後の建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第六条第一項の規定により知事が定める報告の時期は、平成三十年四月一日から平成三十一年五月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の岡山県建築基準法施行細則第九条第二項に規定する時期(同令第六条第一項各号のいずれかに該当する場合においては、その直後の時期を除く。)とする。

◎岡山県告示第百五十一号

岡山県中小企業支援資金融資制度要綱(平成二十一年岡山県告示第二百四十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第四条第一号中「2(3)」を「2(5)」に改める。

第五条第二項中「前項」を「知事は、前項」に、「2」を「2又は3」に、「条件は、知事が災害を指定する都度定めるものとする」を「条件を別に定めることができる」に改める。

第六条第四項中「別表第十二号」を「別表第十一号」に改める。

第八条中「同表第十二号」を「同表第十一号」に、「認定書(同表第八号)」を「推薦書(同表第八号)」に改める。

第十一条第二項中「認定」を「推薦」に改める。

別表第五号から第七号までの規定中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同表第八号中「認定」を「推薦」に

を

- (2) 自動車関連、新エネルギー、医療・福祉機器、航空機又は新素材の分野の事業を行う者
- (3) 繊維、耐火物、ステンレス加工又はバイオマス・C

- (2) 超精密生産技術、バイオ、医療・福祉・健康又は環境のいずれかの分野の事業を行う者
- (3) 生産性の向上を目的とした設備投資を行う者

に「2(3)」を「2(5)」に改め、同表第九号を次のように改める。

- 「T関連の分野の事業を行う者」
- (4) インバウンド等の観光関連の分野の事業を行う者
 - (5) 生産性の向上を目的とした設備投資を行う者

9	新エネ・環境対策資金	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 新エネルギーの導入を行う者 2 環境保全を行う者（ただし、資金用途が2(1)又は(2)である場合は、知事の認定を受けた者に限る。）	1 融資の対象者が1である場合は、次のいずれかの資金 (1) 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成9年法律第37号）に基づく新エネルギー利用等を行う設備の設置に必要な資金（土地取得資金を除く。）	1億円	同上	同上	責任共有制度の対象 年2.00%以内 責任共有制度の対象外 年1.85%以内	付表1のとおり	金融機関又は保証協会の定めるところによる。ただし、産業廃棄物の最終処分場は、原則として担保物件とする。	同上
---	------------	--	--	-----	----	----	---	---------	---	----

同上	同上	同上	同上	同上	金融機関 又は保証 協会の定 めるところ による。
----	----	----	----	----	---------------------------------------

に改め、同号を同表第十号とし、同表第十二号中「添へ。」の次に「(平成29年5月18日までの間に保証協会

が保証の申込みを受け付けたものに係る運転資金及び設備資金に限る。)」を加え、「平成29年3月31日」を「平成29年5月18日」に改め、同号を同表第十一号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱に基づき融資している資金(平成二十九年三月三十一日までに岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金を含む。)については、なお従前の例による。

◎岡山県告示第百五十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の検査を次のとおり実施するので、該当する家畜の所有者に対し、これを受けることを命ずる。

平成二十九年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 ブルセラ病検査

1 実施の目的

牛のブルセラ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号。以下「省令」という。）第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛のうち、対象となる家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長（以下「管轄家畜保健衛生所長」という。）が別に定めるもの

4 実施の期日

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間（以下「実施期間」という。）において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

省令別表第一ブルセラ病（牛の場合）の項術式の欄1から3までに規定する検査の方法

二 結核病検査

1 実施の目的

牛の結核病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

省令第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛のうち、管轄家畜保健衛生所長が別に定めるもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

省令別表第一結核病の項術式の欄1に規定する検査の方法

三 ヨーネ病検査

1 実施の目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

省令第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛、平成二十九年四月一日以降にヨーネ病が発生した都道府県から導入した搾乳に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及び過去三年以内にヨーネ病が発生した農場の牛のうち、管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

省令別表第一ヨーネ病の項術式の欄1、2及び6に規定する検査の方法

四 馬伝染性貧血検査

1 実施の目的

馬伝染性貧血の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

省令第九条第二項第五号から第九号までに掲げる馬

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

省令別表第一馬伝染性貧血の項術式の欄2に規定する検査の方法

五 家きんサルモネラ感染症検査（サルモネラ・プロラムに係るものに限る。）

- 1 実施の目的
家きんサルモネラ感染症（サルモネラ・プロローラムによるものに限る。）の発生を予防するため
 - 2 実施する区域
県内一円
 - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
種鶏及び種鶏候補鶏（以下「種鶏等」という。）のうち、次の(1)及び(2)に掲げるもの
(1) 雌雄とも、ロット当たりの感染率が五パーセント以上の場合に九十五パーセントの確率で抗体を検出することが可能な羽数（最大五十九羽）の、週齢が満九週以上の種鶏等
(2) (1)に掲げる種鶏等に係る検査で陽性鶏が摘発されたときは、飼養する種鶏等の全羽
 - 4 実施の期日
実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日
 - 5 検査の方法
急速凝集反応法
- 六 腐蛆病検査
- 1 実施の目的
蜜蜂の腐蛆病の発生を予防するため
 - 2 実施する区域
県内一円
 - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
蜜蜂のうち、管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの
 - 4 実施の期日
実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日
 - 5 検査の方法
肉眼検査
- 七 伝達性海綿状脳症検査
- 1 実施の目的

伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

省令第九条第二項第十号に掲げる牛の死体及び同項第十一号に掲げるめん羊又は山羊の死体のうち管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

省令別表第一伝達性海綿状脳症の項術式の欄1及び2に規定する検査の方法

八 アカバネ病検査、チュウザン病検査、アイノウイルス感染症検査、牛流行熱検査及びイバラキ病検査

1 実施の目的

アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、牛流行熱及びイバラキ病の発生を予察するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

未越夏牛（平成二十八年十一月から平成二十九年四月までに生まれた牛をいう。）のうち、管轄家畜保健衛生所長が発生予察上適当と認めるもの

4 実施の期日

原則として平成二十九年六月下旬、八月中旬、九月中旬、十月中旬及び十一月中旬

5 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（中和試験又は寒天ゲル内沈降反応）

九 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査

1 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予察するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 飼養羽数が百羽以上（だちょうの場合は、十羽以上）の家きん飼養農場から管轄家畜保健衛生所長が無作為に飼養規模別に抽出した農場の家きん

(2) その他知事が検査の必要があると認めて通知したもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

臨床検査、血清学的検査及びウイルス学的検査

平成29年3月21日 岡山県公報 第11873号

◎岡山県告示第百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 北木島線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
笠岡市北木島町字矢櫃一三二六五番一五 地先から 笠岡市北木島町字矢櫃一三二六五番三地 先まで	新	五・七〇 七・七	九八・〇
笠岡市北木島町字矢櫃一三二六五番一五 地先から 笠岡市北木島町字矢櫃一三二六五番三地 先まで	旧	四・五〇 六・〇	九八・〇

平成29年3月21日 岡山県公報 第11873号

◎岡山県告示第百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類		道路の種類	供用開始年月日
西山布寄線	北木島線	区間	平成二十九年三月二十一日
先	高梁市備中町東油野字川ノ上三四九四番一地	笠岡市北木島町字矢櫃一三二六五番一五地先から 笠岡市北木島町字矢櫃一三二六五番三地先まで	

平成29年3月21日 岡山県公報 第11873号

◎岡山県告示第百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、井原都市計画下水道事業井原公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十九年三月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

井原市	施行者の 名 称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業 業 地
	井原都市計画下水道 事業	井原公共下水道	昭和五十六年三月十七 日から 平成三十四年三月三十 一日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし

平成29年3月21日 岡山県公報 第11873号

〔八七〕肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。
 平成二十九年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県	岡山県 第一一四〇号	岡山県 第一一三九号	岡山県 第一一三八号	登録番号
副産石灰肥料	副産石灰肥料	副産石灰肥料	混合有機質肥料	肥料の種類
カキガラ副産石灰	カキガラ副産石灰	カキガラ副産石灰	土壌元	肥料の名称
アルカリ分 四六・〇	アルカリ分 四六・〇	アルカリ分 四六・〇	窒素全量 三・〇 りん酸全量 二・〇 加里全量 一・〇	保証成分量(%)
含有を許される 規格のとおり	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	その他の規格
シーシーエフジャパン有限公司	日本バイオ化学工業有限公司 神奈川県川崎市宮前区神木二丁目六番二 〇号	東方工業株式会社 佐賀県佐賀市高木瀬東二丁目一三番一〇 号	日本有機株式会社 岡山県岡山市北区青江一丁目四番一六号	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成二十八年四月五日	平成二十八年四月五日	平成二十八年四月五日	平成二十八年四月五日	登録年月日

平成29年3月21日 岡山県公報 第11873号

第一四四号	岡山県	第一四四号	岡山県	第一四二号	岡山県	第一四二号	岡山県
混合有機質肥料	副産石灰肥料	副産石灰肥料	副産石灰肥料	副産石灰肥料	副産石灰肥料	副産石灰肥料	副産石灰肥料
サージンス	カキガラ副産石灰	カキガラ副産石灰	カキガラ副産石灰	カキガラ副産石灰	カキガラ副産石灰	カキガラ副産石灰	カキガラ副産石灰
窒素全量 五・〇	アルカリ分 四六・〇	アルカリ分 四六・〇	アルカリ分 四六・〇	アルカリ分 四六・〇	アルカリ分 四六・〇	アルカリ分 四六・〇	アルカリ分 四六・〇
含有を許される 有害成分の最大	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり
アスカバイオ株式会社 東京都中央区日本橋二丁目一六番七号	誠信株式会社 岐阜県羽島市足近町南宿一五六番地一	南星産業株式会社 奈良県大和郡山市発志院町三七八番地	共栄ジャパン有限公司 愛知県清須市須ヶ口三二四番地の一	愛知県岡崎市市場町字東町一三番地			
平成二十八年五月二十三 日	平成二十八年四月五日	平成二十八年四月五日	平成二十八年四月五日	平成二十八年四月五日			

平成29年3月21日 岡山県公報 第11873号

岡山県	岡山県 第一四九号	岡山県 第一四八号	岡山県 第一四七号	岡山県 第一四六号	号
消石灰	混合有機質肥料	蒸製毛粉	混合有機質肥料	消石灰	
70・0消石灰	天空のしずく	フェザーミール	カイスター	70・0消石灰	
アルカリ分 70・0	窒素全量 4・0 りん酸全量 3・0 加里全量 1・0	窒素全量 13・0	窒素全量 6・0 りん酸全量 3・0 加里全量 1・0	アルカリ分 70・0	
該当なし	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	その他の制限事 項は公定規格の とおり	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	該当なし	量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり
日本バイオ化学工業有限会社	アスカバイオ株式会社 東京都中央区日本橋二丁目一六番七号	株式会社ウエルファムフーズ 東京都千代田区九段南二丁目一番三〇号	株式会社錦海化成 鳥取県境港市昭和町七番地三	南星産業株式会社 奈良県大和郡山市発志院町三七八番地	
平成二十九年二月十日	平成二十八年十一月七日	平成二十八年七月十四日	平成二十八年六月十日	平成二十八年六月八日	

岡山県 第一一五 号	第一一五〇 号
混合石灰肥料	
内海混合石灰肥料	
アルカリ分 四四・〇 可溶性苦土 一〇・〇 内く溶性苦土 七・五 可溶性マンガ 一・六〇 内く溶性マンガ 一・四〇 く溶性ほう素 〇・五〇 内水溶性ほう素 〇・二五	
含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	
内海工業株式会社 岡山県倉敷市玉島柏島七〇八八番地の三	神奈川 〇号 神奈川県川崎市宮前区神木二丁目六番二
日 平成二十九年二月二十七	

平成29年3月21日 岡山県公報 第11873号

〔八八〕肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。
 平成二十九年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	更新年月日
岡山県 第一二二五号	混合有機質肥料	ベストアミン	窒素全量 三・〇 りん酸全量 四・〇 加里全量 一・〇	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	有限会社エーリン 大阪府大阪市福島区玉川四丁目五番四号	平成二十八年四月二十一日
岡山県 第一〇四号	炭酸カルシウム肥 料	苦土石灰GL	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一五・〇 く溶性苦土 一〇・〇	該当なし	鈴木工業株式会社 岡山県新見市井倉一二五十一	平成二十八年五月二日
岡山県 第九九八号	混合石灰肥料	うらべ天然粒状混合苦土 石灰肥料	アルカリ分 四七・〇 可溶性苦土 一〇・〇	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	ト部産業株式会社 広島県福山市新浜町一丁目五番一五号	平成二十八年五月十七日
岡山県 第五一号	炭酸カルシウム肥 料	55・0炭酸カルシウム 肥料	アルカリ分 五五・〇	その他の制限事 項は公定規格の とおり	足立石灰工業株式会社 岡山県新見市足立三八九三番地	平成二十八年六月二十日

平成29年3月21日 岡山県公報 第11873号

岡山県 第一〇四六号	岡山県 第一〇四五号	岡山県 第九六四号	岡山県 第九四一号	岡山県 第六六一号
混合有機質肥料	混合有機質肥料	加工家きんふん肥料	混合石灰肥料	消石灰
有機菜園5号	有機専科	加工家きんふん肥料	粒状苦土混合石灰肥料	65・0消石灰
窒素全量 六・〇 りん酸全量 四・〇 加里全量 一・〇	窒素全量 七・〇 りん酸全量 四・〇	窒素全量 二・五 りん酸全量 二・五 加里全量 一・〇	アルカリ分 四八・〇 く溶性苦土 七・〇	アルカリ分 六五・〇
含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 量	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	該当なし
日本有機株式会社 岡山県岡山市北区青江一丁目四番一六号	日本有機株式会社 岡山県岡山市北区青江一丁目四番一六号	日本有機株式会社 岡山県岡山市北区青江一丁目四番一六号	かきがら工業協同組合 広島県呉市倉橋町七〇七一番地の三	中山石灰工業株式会社 岡山県真庭市宮地二二五二
平成二十八年七月二十九日	平成二十八年七月二十九日	平成二十八年七月二十九日	平成二十八年七月二十二日	平成二十八年七月二十二日

平成29年3月21日 岡山県公報 第11873号

岡山県 第一〇八号	岡山県 第一〇七号	岡山県 第九四二号	岡山県 第一〇六号	
混合石灰肥料	消石灰	混合石灰肥料	混合有機質肥料	
エコライム	60・0消石灰	うらべ粒状苦土入混合石灰肥料	サージンEX	
アルカリ分 六五・〇	アルカリ分 六〇・〇	アルカリ分 四八・〇 く溶性苦土 七・〇	窒素全量 六・〇 りん酸全量 四・〇 加里全量 一・〇	
含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	該当なし	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	制限事項は公定規格のとおり
鈴木工業株式会社 岡山県新見市井倉一二五―一	株式会社刀川平和農園 栃木県鹿沼市緑町三丁目九番一七号	ト部産業株式会社 広島県福山市新浜町一丁目五番一五号	アスカバイオ株式会社 東京都中央区日本橋二丁目一六番七号	
平成二十八年九月二日	平成二十八年八月三十一日	平成二十八年八月二十九日	平成二十八年七月二十九日	

平成29年3月21日 岡山県公報 第11873号

岡山県 第九七一号	岡山県 第八六三号	岡山県 第一〇二二号	岡山県 第一〇四八号	岡山県 第七四六号
副産石灰肥料	炭酸カルシウム肥料	混合石灰肥料	混合有機質肥料	炭酸カルシウム肥料
石灰肥料	55・0肥料用タンカル	苦土セルカフミン30	土壌つこ3号	55・0炭酸カルシウム肥料
アルカリ分 四五・〇	アルカリ分 五五・〇	アルカリ分 三八・〇 可溶性苦土 一〇・〇	窒素全量 四・〇 りん酸全量 二・〇 加里全量 一・〇	アルカリ分 五五・〇
含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	その他の制限事項は公定規格のとおり	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	その他の制限事項は公定規格のとおり
かきがら工業協同組合 広島県呉市倉橋町七〇七一番地の三	新中石灰工業株式会社 岡山県新見市草間八九三五番地	ト部産業株式会社 広島県福山市新浜町一丁目五番一五号	日本有機株式会社 岡山県岡山市北区青江一丁目四番一六号	日鉄鉱業株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目三番二号
平成二十九年一月十六日	平成二十九年一月十一日	平成二十八年十二月二十二日	平成二十八年十二月九日	平成二十八年九月十五日

平成29年3月21日 岡山県公報 第11873号

岡山県 第九八四号	岡山県 第九五一号	岡山県 第八六四号
混合石灰肥料	混合石灰肥料	大豆油かす及びその粉末
副産石灰	アズミンセルカ	7・0抽出大豆油粕
アルカリ分 四五・〇 く溶性苦土 二・〇	アルカリ分 四〇・〇 く溶性苦土 一・〇	窒素全量 七・〇 りん酸全量 一・二 加里全量 一・八
含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり	該当なし
エムシー・フアーツイコム株式会社 東京都千代田区麹町一丁目一〇番地	ト部産業株式会社 広島県福山市新浜町一丁目五番一五号	加藤製油株式会社 大阪府大阪市此花区梅町二丁目一番一六号
平成二十九年二月六日	平成二十九年二月六日	平成二十九年二月三日
岡山県 第一一〇号	岡山県 第九八四号	岡山県 第九五一号
なたね油かす及びその粉末	混合石灰肥料	混合石灰肥料
粒状なたね油かす		
窒素全量 五・三 りん酸全量 二・〇 加里全量 一・〇		
該当なし		
有限会社アグミック 岡山県真庭市草加部一四六三番地		
平成二十九年二月二十日		

平成29年3月21日 岡山県公報 第11873号

〔八九〕肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録の変更の届出があった。
 平成二十九年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県 第九八五号	副産石灰肥料	50副産石灰	生産業者の住所	東京都調布市仙川町二丁目五番地	東京都調布市仙川町二丁目五番地七
岡山県 第一〇七五号	混合有機質肥料	肥沃炭	生産業者の住所	大阪府大阪市中央区瓦町四丁目六番八号	大阪府大阪市中央区南船場四丁目二番四号
岡山県 第一一三六号	混合有機質肥料	アミノ醇肥	生産業者の住所	大阪府大阪市中央区瓦町四丁目六番八号	大阪府大阪市中央区南船場四丁目二番四号
岡山県 第一〇〇六号	混合有機質肥料	新アミノ醇肥	生産業者の住所	大阪府大阪市中央区瓦町四丁目六番八号	大阪府大阪市中央区南船場四丁目二番四号
岡山県 第一一三一号	甲殻類質肥料粉末	純正カニガラペレット	生産業者の名称	有限会社錦海化成	株式会社錦海化成
登録番号	肥料の種類	肥料の名称	変更事項	変更前	変更後

平成29年3月21日 岡山県公報 第11873号

〔九〇〕肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により、次の肥料の登録は失効した。
 平成二十九年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	失効年月日
岡山県 第一〇四三号	消石灰	消石灰	アルカリ分 六〇・〇	該当なし	松栄産業株式会社 岡山県岡山市南区飽浦一五一五番地一	平成二十八年二月一日
岡山県 第一二二八号	副産動物質肥料	フェザーミール	窒素全量 一三・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社ウエルファムフーズ 東京都千代田区九段南二丁目一番三〇号	平成二十八年六月三十日
岡山県 第九七五号	混合有機質肥料	魚有機	窒素全量 五・〇 りん酸全量 六・〇 加里全量 一・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	高栄農産株式会社 栃木県宇都宮市海道町二七二番地	平成二十八年七月一日
岡山県 第一一〇五号	混合有機質肥料	一肥万両	窒素全量 六・〇 りん酸全量 六・〇 加里全量 三・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の	高栄農産株式会社 栃木県宇都宮市海道町二七二番地	平成二十八年七月一日

制限事項は公定 規格のとおり

〔九一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十九年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山市東区西大寺 地内、笠岡市用之 江地内、城見台地 内、茂平地内、備 前市日生町日生地 内、日生町大多府 地内、瀬戸内市全 域	測 量 区 域
基本測量（空中写真撮影・オ ルソ作成）	測 量 の 種 類
平成二十九年三月三日	終 了 年 月 日

平成29年3月21日 岡山県公報 第11873号

◎岡山県人事委員会規則第四号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十一日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和三十五年岡山県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

三級地	勝間田高等学校倉見演習林実習所	津山市加茂町倉見
	笠岡警察署真鍋島駐在所	笠岡市真鍋島

を

四級地	勝間田高等学校倉見演習林実習所	津山市加茂町倉見
三級地	笠岡警察署真鍋島駐在所	笠岡市真鍋島

に改め、同表の二級地の項中

津山警察署富駐在所

苫田郡鏡野町富西谷

を

津山警察署奥津駐在所

苫田郡鏡野町奥津川西

に改め、同

〃 富駐在所

〃 〃 富西谷

表の一級地の項中

別表第二中

津山警察署阿波駐在所	津山市阿波	を
〃 奥津駐在所	苫田郡鏡野町奥津川西	を
津山警察署阿波駐在所	津山市阿波	に改める。
〃 新見警察署土橋駐在所	新見市土橋	
〃 新郷駐在所	〃 神郷釜村	
新見警察署土橋駐在所	新見市土橋	

に改める。
附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則による改正前の特地勤務手当等に関する規則の規定により準特地公署として指定されていた公署でこの規則による改正後の特地勤務手当等に関する規則の規定により準特地公署として指定されないこととなるものにこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に勤務していた職員で施行日以後当該公署に引き続き勤務することとなるものに係る特地勤務手当に準ずる手当の支給については、平成三十二年三月三十一日までの間に限り、なお従前の例による。

◎岡山県人事委員会規則第五号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十一日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第八中

派遣職員又は公益的法人等派遣職員の派遣期間	
-----------------------	--

を

派遣職員又は公益的法人等派遣職員の派遣期間	
勤務時間条例第9条の2第1項の規定による介護休暇の期間	

に

地公法第28条第2項第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は公務通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）の期間	1/2 以下
勤務時間条例第8条の規定による病気休暇（公務上の負傷若しくは疾病又は公務通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）の期間	
勤務時間条例第9条の2第1項の規定による介護休暇の期間	

を

地公法第28条第2項第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は公務通勤による負傷若しくは疾病に係るも	
---	--

のを除く。)の期間	
勤務時間条例第8条の規定による病気休暇(公務上の負傷若しくは疾病又は公務通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。)の期間	1/2以下
	に改め

る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第八の規定は、この規則の施行の日以後の介護休暇の期間について適用し、同日前の介護休暇の期間については、なお従前の例による。

◎岡山海区漁業調整委員会公示第二号

岡山海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第五百十二回岡山海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

平成二十九年三月二十一日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧 雄

一 日時 平成二十九年四月十七日（月）

午後一時三十分から

二 場所 岡山市北区下石井二丁目六番四一号

ピュアリテイまきび

TEL（〇八六）二三二一〇五一

三 議題

第一号議案 委員会指示について

第二号議案 委員の辞職について

第三号議案 漁業権一斉切替方針について